

広島県水道広域連合企業団管理規程第61号

広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業における給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道用水供給事業における給水規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、水道用水供給事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第2号に定める水道用水供給事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(給水の申込み及び承認)

第3条 条例第45条第1項の規定により給水の申込みをしようとする者は、毎年2月末日までに、別記様式第1号による水道用水供給水道給水申込書を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、条例第45条第2項の規定により給水の承認をするときは、同項に掲げるもののほか給水に必要な事項を定め、別記様式第2号による水道用水供給水道給水承認書を当該申込者に交付する。

(使用水量の変更の申込み及び承認)

第4条 条例第46条の規定により企業長が定めた年間承認使用水量及び最大使用水量の変更の承認を受けようとする受水市町は、別記様式第3号による水道用水供給水道承認使用水量変更申込書を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申込みにより年間承認使用水量及び最大使用水量の変更の承認をするときは、変更後の年間承認使用水量及び最大使用水量その他必要な事項を定め、別記様式第4号による水道用水供給水道承認使用水量変更承認書を当該受水市町に交付する。

(利用廃止届)

第5条 条例第47条第1項の規定により水道用水供給水道の利用を廃止しようとする受水市町は、別記様式第5号による水道用水供給水道利用廃止届を企業長に提出しなければならない。

(工事の施行申請及び承認)

第6条 条例第49条の規定により給水施設の工事の承認を受けようとする受水市町は、別記様式第6号による水道用水供給水道給水施設工事施行承認申請書に当該工事の仕様

書及び設計書を添えて、企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の申請により当該工事の施行を承認するときは、当該工事を施行する場合に必要な条件を定め、別記様式第7号による水道用水供給水道給水施設工事施行承認書を当該受水市町に交付する。

(給水制限等の通知)

- 第7条 企業長は、条例第51条第2項の規定により給水の制限、又は停止するときは、別記様式第8号による水道用水供給水道給水制限(停止)通知書を当該受水市町に交付する。

(実使用水量の通知)

- 第8条 企業長は、条例第53条の規定により実使用水量を決定したときは、別記様式第9号による水道用水供給水道実使用水量通知書を当該受水市町に交付する。

(料金の納期限)

- 第9条 条例第54条第1項による料金の納期限は、翌月の25日(その日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日)とする。ただし、受水市町が月の途中で利用を廃止したとき、又は非常災害、異常渇水、送水施設の損傷その他やむを得ない理由があると企業長が認めるときの料金の納期限については、企業長が定める日とする。

- 2 企業長は、広島県水道広域連合企業団契約規程(令和5年広島県水道広域連合企業団規程第9号)第11条の規定により、受水市町がその責めに帰すべき理由により前項に規定する納期限までに料金を納付しない場合は、当該受水市町に、その納期限の翌日から納付の日までの遅延日数に応じ、当該料金につき年14.5パーセントの割合で算定した額以上の金額を遅延損害金として納付させなければならない。

(1日当たりの水量等)

- 第10条 条例第55条第1項に規定する企業長が別に定めた1日当たりの水量(以下「基本水量」という。)は、別表のとおりとする。

- 2 条例第55条第2項ただし書に規定する企業長が別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害により受水市町の水源又は水道施設が被害を受けた場合
- (2) 第三者の行為により受水市町の水源又は水道施設が被害を受けた場合
- (3) 前2号以外の不可抗力により受水市町の水源の水質が悪化した場合
- (4) その他受水市町の責めに帰することができないと企業長が認める場合

(料金の減免決定)

- 第11条 企業長は、条例第56条の規定による料金の減免について決定したときは、別記様式第10号による水道用水供給水道料金減免決定書を当該受水市町に交付する。

(証明事務手数料を徴収しない事務)

- 第12条 条例第57条第1項ただし書きに規定する企業長が証明事務手数料を徴収することを不適当と認める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに属する機関（執行官を除く。）の請求により行う証明
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく使用者又は事業主として行う証明
- (3) 現に在職する職員の身分、履歴、給与及び通勤証明
- (4) 所得税の源泉徴収済である旨の証明

（指定管理者による管理を行わせる場合の規程の適用）

第13条 条例第58条第1項の規定により水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条第1項、同条第2項、第4条第1項、同条第2項、第7条、第8条及び第11条中「企業長」とあるのは、「指定管理者」とする。ただし、第11条においては、非常災害又は異常渇水によるときは適用しない。

（書類の経由）

第14条 この規程により企業長に提出する書類の提出部数は2部とし、それぞれの水道用水供給水道を管理する事務所の長を経由しなければならない。ただし、条例第58条第1項の規定により水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合における企業長に提出する書類は、指定管理者を経由して提出しなければならない。

（適用の除外）

第15条 受水市町のうち企業団が経営する水道事業については、第8条及び第11条の規定を適用しない。この場合においては、企業長が別に定める手続きにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（遅延損害金の特例）

- 2 当分の間、第9条第2項に規定する遅延損害金の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（基本水量の特例）

- 4 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における海田町の第10条第1項で定める基本水量については、別表中「2,641」とあるのは「5,000」とする。

別表

受水市町のうち企業団が経営する水道事業を除く受水市町に適用される基本水量

区分	受水市町	基本水量（単位立方メートル）
広島水道用水供給水道	広島市	36,754
	呉市	34,063
	海田町	2,641
	今治市	241
広島西部地域水道用水供給水道	広島市	39,000
	大竹市	5,000
沼田川水道用水供給水道	尾道市	56,050
	福山市	13,000
	上島町	2,450

受水市町のうち企業団が経営する水道事業に適用される基本水量

区分	受水市町	基本水量（単位立方メートル）
広島水道用水供給水道	竹原市水道事業	6,148
	東広島市水道事業	58,667
	江田島市水道事業	4,273
	熊野町水道事業	6,692
	大崎上島町水道事業	7,741
広島西部地域水道用水供給水道	廿日市市水道事業	44,000
沼田川水道用水供給水道	三原市水道事業	17,974
	東広島市水道事業	2,826

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

水道用水供給水道給水申込書	
年 月 日	
広島県水道広域連合企業団企業長 様	
受水市町 所 在 地 名称及び代表者の氏名	
次のとおり水道用水の供給を受けたいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第 45 条第 1 項の規定により申し込みます。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
受 水 場 所	
使 用 予 定 水 量	年 月から 年 月までの使用予定水量 立方メートル
	1 日当たりの最大使用予定水量 立方メートル
給 水 開 始 希 望 年 月 日	年 月 日
申 込 み の 理 由	

（注） 1 各月別使用内訳書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 2 号（第 3 条関係）

水道用水供給水道給水承認書	
第 号	
年 月 日	
様	
広島県水道広域連合企業団企業長 印	
年 月 日付けで申込みの水道用水の供給については、次のとおり承認 します。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
給 水 場 所	
年 月 から 年 月 まで の使用水量	立方メートル
1 日 当 た り の 最 大 使 用 水 量	立方メートル
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 3 号（第 4 条関係）

水道用水供給水道承認使用水量変更申込書	
年 月 日	
広島県水道広域連合企業団企業長 様	
受水市町 所 在 地 名称及び代表者の氏名	
次のとおり水道用水の承認使用水量を変更したいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第 46 条の規定により申し込みます。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
受 水 場 所	
変 更 希 望 使 用 予 定 水 量	年 月 から 年 月 までの使用予定水量 立方メートル
	1 日 当 た り の 最 大 使 用 予 定 水 量 立方メートル
変 更 希 望 年 月 日 年 月 日	
変 更 の 理 由	

(注) 1 各月別使用内訳書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号（第 4 条関係）

水道用水供給水道承認使用水量変更承認書	
第 号	
年 月 日	
様	
広島県水道広域連合企業団企業長	
[印]	
年 月 日付けで申込みの水道用水の承認使用水量の変更については、 次のとおり承認します。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
給 水 場 所	
変更後の 年 月から 年 月までの 使用水量	立方メートル
変 更 後 の 1 日 当 た り の 最 大 使 用 水 量	立方メートル
変 更 年 月 日	年 月 日
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号（第 5 条関係）

水道用水供給水道利用廃止届	
年 月 日	
広島県水道広域連合企業団企業長 様	
受水市町 所 在 地 名称及び代表者の氏名	
次のとおり水道用水供給水道の利用を廃止したいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第47条第 1 項の規定により届け出ます。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
受 水 場 所	
承 認 使 用 水 量	立方メートル
廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号（第 6 条関係）

水道用水供給水道給水施設工事施行承認申請書	
年 月 日	
広島県水道広域連合企業団企業長 様	
受水市町 所 在 地 名称及び代表者の氏名	
次のとおり給水施設の工事を施行したいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第49条の規定により申請します。	
浄 水 ・ 沈 で ん 水 の 区 分	
工 事 の 種 別	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
工 事 施 行 予 定 者	
工 事 施 行 の 理 由	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 7 号（第 6 条関係）

水道用水供給水道給水施設工事施行承認書	
第 号 年 月 日	
様	
広島県水道広域連合企業団企業長 印	
年 月 日付けで申請のあつた給水施設の工事の施行については、次の とおり承認します。	
浄水・沈でん水の区分	
工 事 の 種 別	☐
工 事 の 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
条 件	

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 8 号（第 7 条関係）

水道用水供給水道給水制限(停止)通知書	
年 月 日	
様	
広島県水道広域連合企業団企業長	
印	
次のとおり給水を制限(停止)するので通知します。	
浄水・沈でん水の区分	
日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 間
区 域	
原 因	
制 限 給 水 量	立方メートル／時

（注） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 9 号（第 8 条関係）

水道用水供給水道実使用水量通知書				
年 月 日				
様				
広島県水道広域連合企業団企業長				印
年 月分の水道用水の実使用水量は、次のとおりです。				
浄水・沈でん水の区分				
実 使 用 水 量	立方メートル			
う ち 超 過 水 量	立方メートル			
料金計算内訳				
区分	水量 (m ³)	料率 (円／ m ³)	金額 (円)	備考
基本料金				
使用料金				
未達料金				
超過料金				
小計	—	—		
料金	—	—		消費税及び地方消費税含む
減免料金	—	—		
請求金額	—	—		
うち消費税及び地方消費税額	—	—		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

水道用水供給水道料金減免決定書	
第 号 年 月 日	
様	
広島県水道広域連合企業団企業長 印	
年度の料金の減免について、次のとおり決定しました。	
浄水・沈でん水の区分	
減 免 対 象 給 水 場 所	
減 免 対 象 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減 免 対 象 水 量	立方メートル
減 免 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	円

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。